

経歴第二九七號

資料整理部

金銭物品の亡失毀損並びに會計に關する犯罪等の報告書の記載事項について

復員官署及び世話課

昭和二十三年二月四日

厚生省復員局經理部長

會計検査院からの要求もあり當局所掌の經費並びに物品について亡失毀損  
又け之に伴う犯罪が発生したときは、爾今左記要領によつて速かに厚生大臣  
宛の報告書を復員局に提出せられ度い。

左記

一 出納職員がその保管に係る現金又は物品を亡失毀損したとき（次項の物  
品に關するものを除く）

一 縣名

一 出納職員の職官氏名

一 亡失の日時及場所

一 亡失毀損現金又け物品の品名、數量、金額（物品の場合に購入價格又

0811

は帳簿價格若くは亡失毀損當時の評價格の何れによつたものか明示のこと

四 亡失毀損の原因たる事實の詳細

五 平素に於ける保管の狀況（特に出納職員が合規の保管出納をしていたかどうかを具體的に記述を要する）

六 亡失毀損の事實發見の動機

七 同發見後の措置（事故防止の措置、亡失の場合には捜査措置、被害回復の措置等）

八 亡失毀損が犯罪による場合は犯人に對する公訴及び附帯私訴の關係

九 責任者を行政處分に附したときはその狀況

十 出納職員の辨償責任の有無意見

十一 その他参考事項

物品會計官吏が保管中の物品でその廳の職員の使用に供したものは、亡失毀損については左の様式によつて提出すること

様式

物品亡失（毀損）報告書

廳名

物品會計官吏職氏名

物品保管主 任又は使用 者官職氏名	亡失（毀損） 年月日	品名 数量	價格		亡失（毀損） 事由	亡失（毀損） 後の處理 狀況	亡失（毀損）當時 保管者又は使 用者の保管狀 況	物品會計 官吏監督摘 要
			正金	円				

右の通り報告する

年 月 日 官職 氏名

印

厚生大臣殿

参考

一 本報告は物品會計官吏の所屬長から提出すること

二 物品會計官吏が合規の監督を怠らなかつたことを證明する場合に所屬長

0813

- の 證明書を添付すること
- 三 價格は購入價格又は帳簿價格もしくはは亡失毀損當時の評価價格の何れによつたものかを明示すること
- 三 國有財産又は有價證券を亡失したときは第一項に準ずる
- 四 會計に關する犯罪が發覺したとき（前各項の報告事項に該當したもの）
  - ハ 廳 名
  - ハ 犯人の職官氏名
  - ハ 監督責任者の官職氏名
  - ハ 犯罪の日時及場所
  - ハ 犯罪事實の詳細
  - ハ 同發見の動機
  - ハ 同發覺後の措置
  - ハ 犯人に對する公訴ならびに私訴の關係
  - ハ 責任者に對する處分の關係
  - ハ 其の他參考事項

0814

四 その他契約金額の確定（九條三項八條十三條）

罰則（給付者のみに適用）等

直接關係なし

三 右の通り本法律は政府（地方公共團體）に對する不正支拂を防止することを目的としたもので、主として契約の相手方である給付者の義務並びにその権利行使の制限を規定したものであるが、その反面支拂者側である政府や地方公共團體の支拂擔當官に對しても支拂實施上本法律で一定の義務を課し、本法律の定める所によらなければ支拂してはならぬことを規定してゐる。

一 本法適用の對象となる契約

（一）國の予算支出を伴う全ての請負契約、賣買契約、賃貸借契約等がその對象となる。即ち工事の完成物の生産という請負契約の外その他の「役務の給付」には輸送、給水、送電、ガス供給、土地、家屋、倉庫の賃貸借等の外、一般勞務、藝能の提供、荷役作業、その他既製品、中古品等の賣買契約又は保險契約等も本項に包含される。

（二）地方公共團體のためになされた前記（一）に相當する契約も同様である。

（三）政府（地方公共團體）の職員が支拂をする場合に提出させなければ

ならぬ書類（六條二項三項）  
④ 支拂請求内譯書（一條四條）

支拂請求内譯書は支拂請求書に添付すべき内譯書であつて、その書式は、昭和二十二年十二月十二日（附官報）總理廳外十一省合同省令第五號で定められ、昭和二十三年二月十四日（附官報）同合同省令第一號で一部改正されている。

◎ 内譯書記載について

○ 當該契約給付に關してはその内容を諸雜費を除くすべての構成諸要素にときほぐして定められた書式に従つて材料費、勞務費及び諸役務費についてその内譯の詳細を明記しなければならぬ。

○ 諸役務については種類及び價格の内譯として種類別の數量と單價とが明示せらるべきで何々一式とする一括記載はいけない。

○ 物價統制令に規定する統制額とは、物價廳長官の指定した價格等（令第四條）、同じくその認可した價格等（令第五條）他の法令により規定された額又は他の法令に基く行政官廳の決定（命令許可、認可その他の處分により指定された價格等（令第七條）をいう。

○ 統制額のある物又は役務については、その内譯細分を要しない

0816

別紙

「不正手段による支拂請求の防止等に関する法律」について

一 本法律制定の経緯

一 終戦後財政支出の著るしい増加に對しては、かねて關係方面からも深い關心が寄せられていたが、昨年九月に至り日本政府に對し「政府支出の削減に關する指令第一七七五號」が發せられた。参考のためその要旨を摘記すれば、左の通りである。

一 政府の支拂はすべて公定價格によるものならぬ。  
二 占領軍需要物資と一般需要物資との間に差別的價格を設けてはな

らぬ。(勞務も同様)

三 勞務賃金の支拂に中間搾取の介在を許さぬ

四 政府は國に對する水増し等の虚偽の請求に對する不當な支出を防ぐため適切な監査、監督の機構を設けること

五 本法律に對し政府は十月二十四日物資の需給、政府支拂の自由拂等の事項を含む閣議決定をなしたことは當時の新聞紙上等で報道された通りであり、政府支拂の全面的な自由支拂の措置は本年一月十六日からその實施を見たのであるが、右の内政府支拂の適正を期する目的を以てここに本法律が制定され十二月十三日から施行される

10817

に至つたものである。

尙本法は十二月十二日附の官報に登載されてゐる。  
以下業務の参考迄に必要と思われる事項を要約して述べる。

本法法律の内容の概要

本法適用の對象となる契約

① 國、連合國軍、特別調達廳のためになされた契約（一條前段）

② 地方公共團體、公團のためになされた契約（四條前段）

③ 右①②の契約の下請契約（五條ノ項前段）

④ 契約の給付者の義務（主なもの）

⑤ 見積内譯書の提出（九條ノ項附則四條）

⑥ 支拂請求内譯書の作成（一條四條）

⑦ 誓約書の作成（三條）

⑧ 精算書の提出（七條ノ項ノ四項）

⑨ 賃金支拂簿の備付（附五條ノ項）

⑩ 支拂擔當者たる政府（公共團體）の義務及び權限

⑪ 對價の支拂の前提條件（六條ノ項ノ三項）

⑫ 質問、臨檢及び檢査（十條ノ項）

⑬ その他賃金支拂の制限（十一條）

直接關係あり

直接關係なし

直接關係あり



經監第三〇六號

復員官署及び世話課

「政府に對する不正手段による支拂請求の防止等に關する法律」の施行について

昭和二十三年二月十九日

厚生省復員局經理部長

昭和二十二年十二月十二日法律第一七一號を以て首題名の法律が公布され  
同月十三日から施行されたから念のため通知する。

追て本法律の解釋並びにその適用については別紙を参照せられたい。

0819

分往第一二六三號

退放候指定者（公告第一號）に對する覺書該當決定公告の件並給

昭和二十三年二月二十六日

學士省役員局人事課長

資料整理部長殿

昭和二十二年十一月二十八日官報外を以て公告された退放令覺書該當候  
指定者（公告第一號）に對し昭和二十三年二月二十二日官報に於て下記の  
通り公告されたから承知せられ  
道て復員業務に従事の時昭和二十二年十一月二十日同資第六九四號及同  
年十二月二十七日同資第七七五號を以て復員官者及世評課に委任を認め  
されてゐる者には下記公告に調添なく、所定期間留任して差支へないもの  
であるから念の爲申添へる  
資格審査結果公告  
第二十五號ノ一  
昭和二十三年二月二十二日

正規陸海軍將校、特別志願隊副府使及び憲兵であつたという理由で、  
内閣官房及び西尾家廣

0820



(一 條一 號) 従つて物は勿論役務のうちで、運賃、倉敷料、電氣ガス、水道料金、及び土地、家屋等の賃貸料等に統制額がある場合には、その價格(單價及び數量)自體を記載すれば足りる。

○ 統制額の多い物については、それ等の合計金額が當該契約金額の二百分の一に達する迄の分については、價格と數量のみを記載すれば足り、諸要素に分解して記載する必要がない。(一 條二 號) これは契約の給付者の便宜を考慮したものである。

○ 統制額の多い物について更に第一條第三號で例外規定を設けてあるが、これは主として需要者としての國の立場から購入の便宜を計つたものである。例えば書籍や土地、建物等又は筆、墨、紐等々の購入について、給付者にその構成要素の詳細の内譯を明記して請求させることは事實上困難である。そこで國については、一般會計歳出予算の千分の三に相當する金額(二十二年度は約六億三千萬圓)の範圍内で、大藏大臣がその必要度を勘案して請求書に内譯の記載がなくとも支拂をなし得る購入契約の種類及び金額を指定し得ることとしている。本件購入契約の種類については昭和二十三年一月三十日大藏省告示第三十三號を以て「左に掲げる歳出科目の予算に基いて契約するもの」と指定された。(一月

三十日附官報参照)

一 終戦處理費

二 賠償施設處理費

三 交際費

四 消耗品費

五 役務費

六 備品費

七 原材料費

八 施設費

尙各廳毎に金額の限度については、近々大藏大臣から各省各廳の長宛割當をなし、それに基づいて更に各支出官に對し金額の指定を見ることになつてゐる。

要約すれば右の科目支辨に屬する購入物件でその價格が一定の予算金額以内のもの、内統額のないものについては、内譯書の内譯を記載しないでよいといふわけである。尙右該當物件で第二號にも該當するものは第三號を適用して差支ないことは勿論である。

次に地方公共團體については第四條の後段に

「地方公共團體の一般會計歳出予算額の千分の一に相當する金額（その金額が一万圓に達しないときは一万圓）を超えない範圍内において購入するもの並びに地方公共團體がその事業の用に供するため購入する土地及び建物（註六、三制實施の必要上）に限ると規定している。そこで世話課の地方費については各當該都道府

0823

縣毎に知事がその金額を指定することになるであろう。  
尙國の場合の如く購入契約の種類制限はない。

◎内譯書の價額及び賃金の計算方法（二條）

○ 二條の「物價統制令第二條に規定する價額等」とは價格、運送賃、保管料、保険料、賃貸料、加工賃、修繕料その他の給付の對價としての財産的給付をいうことが規定されている。

○ 統制額を超えないう價格等で計算してよいといふことは、その限度迄支拂わねばならぬといふことではない。

○ 一般職種別賃金については、十二月二十七日附（官報）勞働省告示第八號を以て告示されているからこれについて見られたい。

◎誓約書（三條）

誓約書の書式は、前記二月十四日各省合同省令第一號（二月十四日附官報）の第二條の二で定められた。

◎見積内譯書（九條）

見積内譯書の書式は支拂請求内譯書の書式を準用される。（前記合同省令第一條二項）

○ 物の購入契約の場合には本法にいう見積内譯書の提出を必要としない。物の購入契約とは、注文に基いて物を生産して納入する

請負契約ではなく、商人等から物を購入する普通の賣買契約をいう。この場合では支拂請求内譯書と誓約書とを提出させればよい。會計法規上の手紙としての物品納入の場合の見積書提出の要否は本法でいう見積内譯書提出の要否とは別箇の問題である。

以上三種の書類が政府職員が支拂をする場合に必ず必要な要件である。(物の購入契約の場合に見積内譯書は不要)若し形式的に右の三種の書類の提出がないにも拘らず支拂をなし、又は實質的に適法でない書類が提出された場合にその不適法なことを知り又は知らずして支拂がなされた場合においては、その支拂部分については法律上當然無効な支拂と解すべきであろう。

(但しその場合當該政府職員に對しては法律上の罰則の規定は設けられていない)

尙餘り關係はないと思われるが、前拂の約定のある契約において、契約履行後尙支拂うべき残額のあるものについては、別に精算書を提出させなければならぬ(七條3項6項)

#### 四 計算證明との關係

以上述べた支拂上必要な諸要件は、從來の會計諸法令とは全然別箇な法律に基くものであるが計算證明上は、計算證明規則第二十二條に規

定する「支出の所由及び計算の基くところを證明する書類」として、各支拂證據書に添付し會計検査院に提出しなければならぬ。

(地方費についての證明は、各世話課において各々所屬府縣につき研究されたい)

但し本法施行後本法の周知徹底までには、相當の時日が経過し尙第一條第三號に該當する金額の指定も行われていない實情から、既に證明のため提出済の證據書類に本法の規定する必要書類を添付すること甚だ困難であると思われ、その處理については、關係方面と協議の上別途示したいと思つて過去の分については、必要書類を整備すると共に、今後の分については必ず本法により處理した上證據書類に添付するよう注意ありたい。

以上本法の解釋、適用並びに證明上との關係につき各所の業務上差當り参考となると思われる程度の概説を試みたが、もとよりこれは一應の手引に過ぎない。

實務に當つては各契約毎にあらゆる物資等の統制額の有無の調査複雑極まる價格の計算等經理關係者にとつては、實際上不可能と思われるまでの困難があることは想像に難くないが、かゝる事情をも考慮の上、しかもこの法律を制定されなければならぬ今日の事情に思をいたし、本法の

0826



研究並びに実施につぎ船長の努力を煩わしたい。

0827

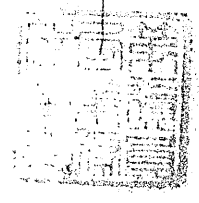
復業第ニ三八號のニ

振替貯金口座番號訂正について

昭和三十三年三月十五日

厚生省復員局業務部

資料整理部印



三月十日復業第ニ三八號別紙第ニ三號「送付の振替貯

金口座番號東京三一五二一番は振替貯金額の錯誤

がある旨通知があったため左記の通り訂正方願

追つて既に前記番號にて掛込のものについては掛込

月日及金額を通知願いたい

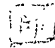
記

振替貯金口座番號

東京三一八五一番

0828

別記様式

第 号		厚生省職員共済組合家族診療券			
組合員証) 番号		組合員) 種別		甲 乙	
組合員) 氏名		組合員) 生年月日		昭和 年 月	
組合員) 部局名称		同 所在地			
療養ヲ受ケ トスル被 扶養者	氏名	職 業			
	生年月日	組合員ト) 系統柄			
備 考					
昭和 年 月 日交付		所在地		部局長 	

0829

163  
昭和二十三年三月廿六日

人任第三九一號

舊帝國大學卒業者分布状況調査について

昭和二十三年三月廿六日

厚生省職員勸人課課長

沼新 勸人課長 敬

連合軍から要求が有つたので現在員。局（部）課職員中舊帝國大學（東京、京都、東北、九州、北海道、大阪、名古屋、臺北、京城）卒業者あは其の身分別（官吏、嘱託、雇員等）氏名卒業学校名（学  
部名）及び其の有無至急通知あり度い

（電話にて可 局内一五四・請任者樋川 事務官）

0830

153

部長

五

部長

不

事務



「未復員者の留守家族及び復員者のために」  
(復讐) 作製について。

命によつて首題の資料を纏め、復員官公署における相談及び指導のため  
に貸し、又出来得れば簡單化したものを復員者に配布する等廣く  
若し利用に供し度い。

収録すべき事項の素案は別紙の通りであるが、各部課は左の點に關し  
御協力あり度い。

収録事項についての意見を三月十日(水曜)までに提出  
主擔任事項に關しての資料を三月十五日(月曜)までに提出

昭和二三、一、八  
總務課

0831

学新整部部

正誤について

昭和二十三年四月六日 厚生省復員局人事課長

三月二十九日人往第394號囑託制度廢止に伴ふ人畢取扱經部の連絡  
について（別紙其三の二、及別紙其四）中左の通り正誤す

正誤

相當級別 擔當級別

914 26 29

0832